

長門市監査公表第1号

令和4年(2022年)3月22日付け長監査委第43号の定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月5日

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 岩藤 睦子

長 企 総 行 第 230 号  
令和 4 年（2022 年）10 月 5 日

長門市監査委員 様

長門市長 江 原 達 也

令和 3 年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 4 年（2022 年）3 月 22 日付け長監査委第 43 号により提出のありました定期監査結果報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により通知します。

■ 定期監査の結果に関する報告に係る措置の状況

監査の結果	措置の内容
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 防災危機管理課</p> <p>相手方から提出された請求書について、日付が空欄のものを受領し、スキャナで読み込んだ電子文書（PDF 文書）を加工（日付を追記）しているものがあった。</p> <p>また、財務処理において、加工された電子文書が証憑として添付され、審査・支出されていた。</p> <p>本件は、職員が財務処理上、都合のよい任意の日付を書き加えた事実はもとより、電子文書による管理を基本とする本市において、行政文書改ざん等の不正な処理に繋がるおそれがあることから、係る事態の再発防止とともに、文書管理に関するコンプライアンスの徹底を図られたい。</p> <p>(2) 上下水道局</p> <p>水道事業において、管路管理マッピングシステム機器更新移行業務委託料が支払われていなかった。また、下水道事業においても、下水道施設情報管理システム保守業務委託料が支払われていなかった。</p> <p>いずれも、令和2年度予算で執行されるべきところ、請求があったことを失念し、未払いとなったものである。</p> <p>令和3年度予算で支払われてはいるものの、予算執行上の事故であり、速やかに内部統制を確保されたい。</p>	<p>(1) 防災危機管理課</p> <p>今後はこのようなことが無いよう課内においてコンプライアンス及び、再発防止を徹底し、適正な財務処理の履行に努めるよう共通認識を持った。</p> <p>(2) 上下水道局</p> <p>課内会議において、事務に遺漏がないよう、課内全体に周知徹底を図ったところである。</p> <p>また、本件は毎年の支払いであることから、事務の照合表や予算整理簿により支払状況を確認し、支払遅延行為や支払漏れがないよう課全体でチェックする体制の強化を図った。</p>

## 2 労務管理について

### (1) 総務課

職員の適切な労務管理を図り、働き方改革を推進する上で、令和2年度から、市役所本庁舎の職員に対し、ICカードを使用し、タイムレコーダにかざすことで、出勤・退勤の時刻を客観的に記録する出退勤管理の運用が開始された。

また、令和3年度からは、本庁舎以外の職場にも、新たにタイムレコーダが設置され、ほぼ全ての職場において運用が開始されたところである。

しかしながら、総務課からタイムレコーダを利用した適切な労務管理の徹底が周知されてはいるものの、これを規定するものはない。

さらに、令和2年度は、会計年度任用職員制度の運用が開始され、会計年度任用職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受ける一般職となったことから、これまで以上に厳密な出退勤管理が求められる。

については、職員のサービスを規定した長門市職員サービス規程（平成17年訓令第18号）等を整備し、管理職をはじめとした職員及び会計年度任用職員に周知され、職員がサービスの基本となる関係法令等を理解し、適切な管理が行われるよう改善されたい。

### (1) 総務課

新庁舎建設に合わせ導入した出退勤管理機器により、職員の出退勤時刻が視覚化され、適正な労務管理の一助となっている。

令和3年に策定した第2次長門市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画において、「令和7年度までに、本庁の管理職以外の職員の各月ごとの平均超過勤務時間を7時間以下とする。」という目標を掲げて、超過勤務の縮減に努めている。

具体的には、所属長に対する所属職員の業務の進捗状況を適切に把握・管理の徹底、照明やPC端末のシャットダウンシステムなどの活用、時差出勤制度の活用などに取り組み、超過勤務の縮減を図る。

本システムの運用に係る例規整備を研究するとともに、適正な労務管理に努めてまいりたい。

### 3 例規整備について

#### (1) 企画政策課、総務課、監理管財課、税務課、地域福祉課、建築住宅課、教育総務課

令和3年4月の組織改編と併せ、班制が導入されたところであるが、関係例規を確認したところ、一部に改正の不備があった。

いずれも内部処理に係るものであり、市民に対する直接の影響はなかったものの、市の基本的な、又は内部事務の取扱いを定めたものであり、内部統制が適切に機能しているとは言いがたい。

については、例規改めはもちろんのこと、今回の組織改編等が、組織及び運営の合理化につながっているかについても検証されたい。

#### (1) 企画政策課、総務課、監理管財課、税務課、地域福祉課、建築住宅課、教育総務課

例規改正の不備については、一部手続き中のものを除き対応済みである。

今後組織改編に伴う例規改正を行う際には、総務課例規担当のみならず担当課において所管する例規全体の確認を行うこととし、チェック体制を強化する。

組織改編等が組織及び運営の合理化につながっているかの検証については、今後時機を見て実施したい。